

制 度 名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>異常危険準備金制度について、火災保険等※に係る租税特別措置法第 57 条の 5 第 1 項に定める積立率（100 分の 4）について恒久化又は延長すること。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p>		
	減収見込額 （平年度）	— 百万円 （▲10,949 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>予想外の損害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑かつ確実に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の十分な異常危険準備金の積み立てを促すことにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>損害保険会社等は、火災保険等の引受を通じて自然災害リスクを保有しているが、世界的に見て大規模な自然災害が増加しており、以前の自然災害の状況に回復する兆しが見えず、減少した準備金残高を一定の水準に維持する観点から、こうした大規模な自然災害に対しても円滑かつ確実に保険金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積み立てを行っている。</p> <p>現行の租税特別措置法において、損害保険会社等が積み立てている火災保険等にかかる異常危険準備金のうち、正味収入保険料の 4%（積立率）が損金算入を認められているが、近年の自然災害の増加を考慮すると、少なくとも現行と同じ積立率を適用することが必要となっている。</p> <p>本要望は、確実な保険金支払いを確保する観点から、異常危険準備金の積み立てを税制が支援することにより、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものであり、必要な制度である。</p> <p>※平成 17 年度には、監督会計上のルールとして、損害保険会社に対して、大規模災害時にも保険金支払余力が確保されるよう新たな自然災害リスク責任準備金制度が導入されている。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>予想外の損害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的な異常危険準備金の積み立てに寄与するものであり妥当なものである。</p> <p>※これまでも平成 3 年の台風 19 号被害や平成 16 年の台風 10 個上陸被害により大規模な災害に至っているが、異常危険準備金の取り崩しにより円滑かつ確実に保険契約者に多額の保険金を支払ってきている。</p> <p>※複雑・巨大化する異常自然災害に備えるためには、正味収入保険料の 5%程度の積立が望ましいが、必要な異常危険準備金残高を確保するための最低限の水準として、積立率 4%を要望するものである。</p>		

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅱ-1 金融サービスの利用者（預金者、保険契約者、投資者等）が安心してそのサービスを利用できること														
	政策の達成目標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。														
	租税特別措置の適用又は延長期間は	恒久措置とする（少なくとも延長措置）														
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）														
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成18年度（前回要望時）から平成20年度にかけて、火災保険等の異常危険準備金残高が2,628億円増加し、積立残高率が15.7%上昇した。														
	租税特別措置の適用実績	<p>直近事業年度損金算入額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>火災保険等</th> <th>船舶・航空保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>726億円</td> <td>27億円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>722億円</td> <td>27億円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>715億円</td> <td>27億円</td> </tr> </tbody> </table>			年度	火災保険等	船舶・航空保険	平成18年度	726億円	27億円	平成19年度	722億円	27億円	平成20年度	715億円	27億円
	年度	火災保険等	船舶・航空保険													
	平成18年度	726億円	27億円													
	平成19年度	722億円	27億円													
平成20年度	715億円	27億円														
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	平成18年度（前回要望時）から平成20年度にかけて、火災保険等の異常危険準備金残高が2,628億円増加し、積立残高率が15.7%上昇した。															
前回要望時の達成目標	巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	巨大災害にかかる保険金支払に充てるため計画的に準備金を各損保会社が積み立てているが、これまでに巨大災害が発生した際に準備金を取り崩して保険金を支払ってきており、損保会社の保険金支払能力向上のため、引き続き準備金の積み増しが必要となっている。															

これまでの
要望経緯

積立率の引上げは平成6年度税制改正から平成19年度まで要望。